

「埋設処分業務の実施に関する計画」（変更認可：平成 28 年 3 月 25 日）の概要

1. 埋設事業を進める際の基本的考え方

- 埋設処分の実施主体として、「安全の確保」、「事業の透明性及び信頼の確保」、「国民の理解と地域との共生」、「発生者による応分の負担と協力」、「合理的な処分の実施」に留意して事業を実施。

2. 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み

- 原子力機構の業務に伴い発生した及び原子力機構以外の発生者から処分の委託を受けた低レベル放射性廃棄物を対象。我が国全体で抜け落ちなく、合理的・網羅的な埋設処分が可能となるよう、関係機関と密接に連携し、柔軟に対応。
- 最初の事業として原子力機構が行う埋設事業（以下「第一期事業」という。）においては、ピット処分及びトレンチ処分できるものを対象。
- 対象廃棄物量の見込みは、ピット処分相当：約 21 万本、トレンチ処分相当：約 35 万本。中期目標の期間の開始時期に合わせて定期的に調査を行い見直す。

3. 第一期事業として放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項

- 立地する地点の自治体了解後、初期建設期間約 8 年、操業期間約 50 年、最終覆土期間約 3 年をそれぞれ設定。閉鎖後管理期間は約 50 年（トレンチ処分）又は約 300 年（ピット処分）を目安。
- 第一期事業の埋設施設の規模は、廃棄体約 60 万本、埋設施設の処分能力は全操業期間で平均して、ピット処分：年間約 4 千本、トレンチ処分：年間約 8 千本を想定。

4. 埋設施設の設置に関する事項

- 国と一体となって、原子力機構以外の発生者の協力も得つつ、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。
- 埋設施設の立地の選定に係る手順は、埋設事業の適切な運営が可能と考えられる地点の属する地方自治体への協力要請方式、又は基礎自治体（市区町村）の募集方式による。
- 協力要請方式では、埋設施設を設置する地点の選定に係る基準を考慮して候補地の検討し、候補地の属する地方自治体に申入れを行い、地方自治体の了解を得る。
- また、協力要請方式による地点の選定の状況等を踏まえて、必要に応じて埋設事業に関心を有する基礎自治体の募集も行う。
- 埋設施設の立地の選定に係る基準は、「適合性評価項目」及び「比較評価項目」とする。
- 適合性評価項目は、「安全性」及び「環境保全」等とし、埋設施設を設置する地点として全てを満足していることを確認する。また、必要な事業用地面積確保の確認に係る詳細は別途定め、公開する。
- 比較評価項目は、「経済性・利便性」等とし、複数の候補地が考えられる場合に好ましさを比較するため、一定規模の事業用地の確保の容易さ、廃棄体の輸送の利便性等を確認する。その詳細は社会経済等の情勢を踏まえて別途定め、公開する。
- 埋設事業の必要性等について、国民全般への情報発信に取り組むとともに、事業に関する国民の懸念や不安に対応するための一元的な相談・情報発信窓口を設置。埋設施設が地域と共生し、地域の持続的な活性化等につながる方策を検討する。

5. 埋設処分の実施の方法に関する事項

- 第一期事業では、ピット処分及びトレンチ処分を実施。

- 埋設施設の構成、埋設処分の手順、事業運営に関する留意事項（機構内部の連携協力、事業の従事者の教育訓練、コンプライアンスの徹底、区分経理、安全規制の進ちよくへの対応等）を記載。

6. 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画

- 埋設施設の規模等をもとに総費用を算定。将来の物価変動等を反映するため、物量の見直し時期に合わせて定期的かつ必要に応じて見直す。
- 概念設計の結果及び埋設事業の進捗状況に基づき設定した第一期事業の全期間の収支計画及び資金計画を提示。
- 埋設処分業務勘定への繰入金額、受託処分、資金の管理について記載。

7. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

- 安全の確保（放射線防護対策、環境保全、従事者の教育訓練等）。
- 廃棄物発生量を可能な限り低減するとともに適切に管理。
- 国の指導の下、合理的・体系的に輸送・処理等が行われるよう、関係機関と協力。輸送、処理に係る対応の進捗については、年度計画において評価し、結果を公表。輸送、処理に関して具体的な計画が得られれば、適宜、実施計画に反映。
- 放射性廃棄物の低減や安全性向上のための研究開発を推進。
- 年度計画に、当該事業年度の実施業務内容、予算、収支計画、資金計画等を記載。年度計画を評価し、結果を公表。